

平成30年度 株式会社リボーン 介護職員養成研修事業  
介護職員初任者研修課程（通学制） 学則

（事業者及び事業所の名称・所在地）

第1条 介護職員初任者研修課程（通学制）は、次の事業者（以下「当社」という）が、次の事業所において実施する。

	名 称	所 在 地
事業者	株式会社リボーン	新潟県上越市大字大日34番地5
事業所	リボーン介護研修センター	新潟県上越市藤巻7番35号

（目的）

第2条 研修は、上越地域の高齢化に対応し現場を支える介護員の養成を行うことにより、技術の向上と高齢者に安全・安心の介護の提供を行うことを目的とし、在宅総合福祉サービス事業の一環として次の理念をかかげ実施する。

- 1、豊かな心と優しい笑顔で、接しましょう。
- 1、実った技術で、信頼を築きましょう。
- 1、力を合わせて、地域社会に貢献しましょう。

（形式）

第3条 当社は、通学形式により本研修事業を実施する。

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は「介護員養成科」とする。

（年間事業計画）

第5条 平成30年度の研修事業は下表の計画のとおり実施する。

回数	実施期間	募集定員
第1回（上越1期）	平成30年5月～平成30年8月	20名
第2回（糸魚川）	平成30年6月～平成30年9月	12名
第3回（上越3期）	平成30年9月～平成30年12月	20名
計		52名

（受講対象者）

第6条 受講対象者は次の者とする。

職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することにより、早期就業を望んでいる求職者。（ハローワーク所長の受講指示、受講推薦又は支援指示が必要）

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。

項目	金額	納入方法と 納付期限	合計金額
受講料	無 料	—	
テキスト代	5,400円 (税込)	一括納入	5,700円
その他	普通救命講習費用 一式 300円 (税込)  通学にかかる交通費等 は自己負担とする。	研修開始日に 納付	

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

介護職員初任者研修テキスト (中央法規出版株式会社)

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならない研修カリキュラムは、別添1のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修において使用する研修会場及び実技演習会場は、別添3のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は、別添4のとおりとする。

(申込手続)

第12条 申込み手続きは次のとおりとする。

- (1) 受講申込用紙に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。
- (2) 新潟県立上越テクノスクールが定める選考方法により、受講者を決定する。

(受講時等の本人確認方法)

第13条 受講者は、入校時に身分を証明できる次のもののいずれかを提示することとする。新潟県立上越テクノスクールおよび事業者は、提示されたものについて氏名等必要なことについて受講者本人であるかを確認する。

- (1) 運転免許証
- (2) 健康保険証
- (3) 住民票

- (4) 戸籍謄本又は戸籍抄本
- (5) パスポート
- (6) 住民基本台帳カード
- (7) 年金手帳
- (8) 国家資格の免許証又は登録証
- (9) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

(科目の免除)

第14条 訪問介護員養成研修3級課程の修了者が本研修を受講する場合であっても、科目の免除は行わないものとする。

(研修修了の認定方法)

第15条 研修修了の認定(以下修了評価という)は、第9条に定めるカリキュラムを履修し、「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」科目における生活支援技術の習得状況の確認において介護技術の習得が講師によって評価され、かつ、修了評価の結果が当社の定める水準を超えるものであることが、当社によって確認された受講者に対し行う。

2 修了評価は、次の規準により判定する。

筆記試験並びに実技試験において100点を満点評価とし、理解度の高い順にA・B・C・Dの区分で評価し、C以上に達したものを合格と認定する。

3 評価の区分は次のとおりとする。

A : 90点以上	B : 80～89点	C : 70～79点	D : 69点以下
-----------	------------	------------	-----------

4 修了評価の結果が合格に達しなかった受講者については、再試験の受験前に必要な補講を受講した上で、再試験を受けることができる。

5 筆記試験時間は、60分とする。

6 筆記試験中にトイレ等一時的に退出の申し出があった場合、退出を認めるが同時間に複数者の退出は認めず、携帯電話、スマートフォン、書籍等の持ち出しは禁止する。

(研修欠席者の扱い)

第16条

- (1) 理由の如何に関わらず、研修開始から15分以上遅刻、早退した場合は欠席とする。やむを得ない理由で遅刻、早退、欠席をする場合は、速やかに「遅刻・早退・欠席届」を提出する。
- (2) 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については6時間を上限として補講を行なうことにより当該科目を修了したものとみなす。

(補講の取扱い)

第17条 当社は、第15条第4項及び第16条第2項にもとづき、必要な補講を行う。また、「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」科目における基本知識の学習修了後に実施する小テストの結果が50点以下の者に対しても、必要な補講を行う。

2 補講は事前に日時を調整の上、無料で実施する。

(受講の取消し)

第18条 当社は、次の各号の一に該当する者の受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し他の受講生に迷惑をかける者、その他受講者としての常識に欠ける者
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定義する暴力団員

(修了証明書の交付)

第19条 第15条により修了を認定された者に対し、新潟県介護職員初任者研修事業実施要綱11に規定する修了証明書を交付する。

(修了者名簿の管理)

第20条

- (1) 当社は、修了者について受講者台帳に記載し、新潟県が指定した様式により新潟県知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等により修了者から再交付の申し出があった場合、適切に対応することとする。

(研修事業実施担当部署)

第21条 研修事業は、リボーン介護研修センターにおいて行なう。

(施行細則)

第22条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めない事項で必要があると認められるときは当社がこれを定める。

(附則)

- 1 この学則は、平成30年3月20日から施行する。